

施設の新築、増改築及び修繕等の実施及び費用負担区分

【実施区分】 (県専有部分及び県市共用部)

区分	項目	内容	県	指 定 管理者	実施区分の考え方
建 物	改築又は大規模修繕、 資本的支出及び一件 当たり見積額 250 万 円（税込）以上の修繕	駆体、 基礎軸組、 鉄骨部分等 の取替	○		建築基準法施行令第 1 条に規定する「構造耐力上必要な部分」については、所有者である県が管理すべきものであるため、必要に応じて県が行う。
	一件当たり見積額 250 万円（税込）未満の修 繕			○	本来の効用維持年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
構 築 物	新設等		※	※	構築物の新設を想定していない。必要があるときは県及び指定管理者で協議する。
	改築又は大規模修繕、 資本的支出となる修 繕及び一件当たり見 積額 250 万円（税込） 以上の修繕		○		所有者である県が管理すべきものであるため、必要に応じて県が行う。
	一件当たり見積額 250 万円（税込）未満の修 繕			○	本来の効用維持年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
機 械	新設等		※	※	必要に応じて県及び指定管理者で協議する。
	資本的支出となる修 繕及び一件当たり見 積額 250 万円（税込） 以上の修繕		○		所有者である県が管理すべきものであるため、必要に応じて県が行う。
	一件当たり見積額 250 万円（税込）未 満の修繕			○	本来の効用維持年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
工 具 器 具 備 品	県有備品の更新、購入			○	原則として、指定管理者が行う。なお、指定管理者が指定管理料で購入するものは県の備品とする。
	消耗品の購入			○	管理運営上必要な消耗品の購入については、指定管理者が実施する。
	資本的支出となる修 繕及び一件当たり見 積額 250 万円（税 込）以上の修繕		○		

区分	項目	内容	県	指定 管理者	実施区分の考え方
	上記以外の修繕、補充			○	本来の効用維持年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
	上記中、資本的支出のうち用途変更に係るいわゆる「模様替え」等について		○	※	原則的に県とする。ただし、機能等向上などの点について指定管理者から提案を受けたとき、又は、指定管理者の提案を受けるときなどについては、負担等を含め県及び指定管理者の協議による。

- 1) 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修（小破修繕：一件当たり見積額 250 万円（税込）未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、指定管理者が実施し、それ以外は県が実施する。ただし、緊急を要する場合や、指定管理者が自ら提案し経費を負担するなど特別な理由がある場合は、県及び指定管理者で協議の上決定する。
なお、一件当たり 100 万円（税込）以上の修繕については、事前に県の承認を得てから修繕を行うものとする。
- 2) 指定管理者は、建物の新築、増改築、構築物の新設等、機械装置の新設等及び備品の購入等に当たっては、原則としてあらかじめ県と協議し、承認を受けなければならない。
- 3) 工事に伴う成果物の所有権は、原則として県に帰属する。成果物を指定管理者の所有とする場合には、あらかじめ県及び指定管理者で協議して定めるものとする。

【費用負担区分】

原則として上記の実施区分と同様とし、県及び指定管理者それぞれが費用を負担する。ただし、天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、県及び指定管理者で協議する。

【県の行政機関等について】

県の行政機関並びに商工団体等施設の工具器具備品については、県の行政機関並びに商工団体等施設がそれぞれ行う。

【市専有部について】

市専有部について上記の表は適用されない。修繕は、市が直接行うものとする。